

環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 同上

エジプト国「カイロ地下鉄4号線整備事業」(有償資金協力)
環境レビュー段階における助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・ 日時：2010年10月13日(水)14:30～16:15
- ・ 場所：JICA本部(会議室：2階229会議室)
- ・ ワーキンググループ委員：岡山委員、高橋委員、田中委員、松行委員、村山委員、山本委員
- ・ 議題：エジプト国「カイロ地下鉄4号線整備事業」に係る環境レビュー方針についての助言案作成
- ・ 配付資料：
 - 1)環境影響評価(EIA)報告書(Original EIA及びAddendum EIA)
 - 2)EIA承認文書
 - 3)協力準備調査報告書(Vol.1～4及び補足調査の環境社会配慮部分ドラフト)
 - 4)環境レビュー方針(事前配布版、修正後WG当日配布版)
 - 5)スコーピング時助言に係る対応表
 - 6)質問・コメント回答表
- ・ 適用ガイドライン：国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第5回委員会)

- ・ 日時：2010年10月22日(金)15:30～18:00
 - ・ 場所：JICA研究所(会議室：2階大会議室)
- 上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

助 言

環境レビューにおける審査において、環境影響、環境モニタリング、用地取得・住民移転・ステークホルダー協議、情報公開、苦情処理の観点から、以下の内容を実施機関に確認するとともに、関連する調査報告類の内容についても記述を充実させること。

環境影響

(工事中)

1. 有害廃棄物が発生した場合の処理方法や廃棄先について、現場の目視を含めた確認を行うこと。
2. 地下水浸出等が発生した場合、排水処理をどのように行うのかを明確にすること。また、土砂とともに処理する場合は、建設廃棄物・土砂の処理方法や場所も合わせて確認すること。
3. 万が一歴史的な埋蔵物等が発見された場合には、計画変更を含めた対応を検討すること。

(供用時)

4. 環境影響の評価結果により影響を受けやすい動植物種が指摘されているため、生態系への影響についてはルート上だけでなくその周辺も含めて確認すること。また、モニタリングの必要性についても改めて検討すること。
5. 振動を工事中のみに限定していることの妥当性について改めて検討し、必要に応じて騒音と同様の対応とするような措置を取ること。

(過去の経験の本事業への反映)

6. 資機材調達先への環境影響・建設廃棄物の処理・苦情等について、1～3号線の経験を確認し、本事業に反映させることが望ましいこと。

(モーダルシフトによる影響緩和)

7. 本事業が供用されることによる、カイロ市内の交通渋滞緩和、道路依存率低減といった効果が予測されている場合には、それによる供用後の予測される環境影響(CO2発生量と大気汚染)削減効果を明記し、定量的な値やその算出根拠も付記することが望ましいこと。

環境モニタリング

8. 供用後の地下水位モニタリングの実施期間が工事完了から3ヶ月間であることについて、異常が発生した場合のことを考慮して期間の延長を検討すること。
9. 大気、騒音、地下水位等のモニタリング計画について、監視(測定)の頻度及び期間を明記すること。
10. 気温、廃棄物、労働安全・衛生における定期的なモニタリング結果の事業の運営維持管理への反映方法を明確にすること。
11. モニタリング計画の一部の項目において実施機関が不明確な場合があるので、可能な限り特定に努めること。
12. モニタリング結果の公開方法について、どのような形式が可能かを確認すること。

用地取得・住民移転・ステークホルダー協議

13. 今後提示される移転政策の枠組み（Resettlement Policy Framework: RPF）に関して、これまでの方針からの変更点の有無を確認することを、環境レビュー方針の要確認事項に明記すること。
14. 用地取得・住民移転に係る Ministerial Decree 発出後、可能な限り早い段階で、立ち退き対象の全ての人々に対し、立ち退き対象であること及び補償の方法等について説明すること。
15. 2010年10月開催の協議の内容をRPFに適切に反映し、影響住民の間で本プロジェクトに対する意向を丁寧に把握すること。
16. 補足調査に示されている Entitlement Matrix において、実施担当者が不明な箇所を、明確にすること。
17. 極貧層（Very Poor）への対応については、正規居住者のみを対象にしているようにも読めるため、非正規居住者と同定された者に対しても同様の措置を取ることを確認すること。また、これらの層への特別な支援の具体的な内容を明確にすること。
18. 補償や支援の内容が、JICA ガイドラインと整合するものとなるよう、評価委員会（Assessment Committee）のメンバー構成や運営方法を含めた実施体制等について確認すること。
19. RPF 実施のための具体的な予算規模に関する情報が一部不明確であるため、可能な限り明確にしたうえで、費用負担の方法について確認すること。

情報公開

20. EIA レポートは、ステークホルダー、特に地元住民がアクセスしやすい場所で公開すること。

苦情処理

21. 苦情処理の実施体制や運用方法について、より具体化すること。特に、補償/支援の支払い後も対応できるような枠組みを提示するとともに、正規居住者や事業者への補償のみならず、非正規の居住者や事業者への支援に対する苦情も取り扱うこと。